

改正後	改正前
<p>(模擬運転装置)</p> <p>第一条 道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置は次のとおりとする。</p> <p>一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習を行うための模擬運転装置にあつては、次のいずれにも該当するもの</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>「第一表・第二表 略」</p> <p>二 「略」</p> <p>(無線指導装置)</p> <p>第二条 道路交通法施行規則第三十三条第五項第一号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>「一・二 略」</p>	<p>(模擬運転装置)</p> <p>第一条 道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置は次のとおりとする。</p> <p>一 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習を行うための模擬運転装置にあつては、次のいずれにも該当するもの</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>「第一表・第二表 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>(無線指導装置)</p> <p>第二条 道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p>
<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	